

(案)

千葉市産後ケア事業業務委託仕様書

1 目的

支援が必要な母子を対象に、産後の母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、心身の安定を図り、育児不安を軽減し、産後安心して子育てできる支援体制の確保を図ることを目的とする。

2 業務委託の実施

発注者及び受注者は、産後ケア事業の実施にあたっては、「千葉市産後ケア事業実施要綱」のほか本仕様書に基づき、業務を実施するものとする。

3 業務の委託

発注者は、以下の業務内容について、受注者に委託するものとする。

- (1) 要綱第3条に規定するサービス内容の実施
- (2) 千葉市産後ケア事業登録者（以下「利用者」という。）からの予約の受付及び予約の決定
- (3) 市との予約状況及びサービス内容についての確認・調整（区母子健康包括支援担当）
- (4) 利用者へのサービス提供内容、利用料金の説明、必要な調整等
- (5) 食事の提供（宿泊型4食の提供、日帰り型1食の提供）
- (6) 利用料の自己負担額の徴収と領収書の発行
- (7) 宿泊、日帰りまたは訪問において、別表1のサービスを提供
（サービス内容の詳細は、別紙1に定めるとおりとする。）
- (8) 利用者から変更（中止）の連絡があった場合の対応（キャンセル料の徴収を含む）
- (9) 繙続支援が必要な母子について、情報交換（区母子健康包括支援担当）
- (10) 市への実施報告及び委託料の請求（健康支援課）
- (11) 利用者からの問い合わせ対応
- (12) 利用者からの苦情対応
- (13) 市が実施する産後ケア事業の実施に関わる会議等への参加

4 サービスの利用申込み

- (1) 受注者は、利用者からの申し込みを受け付けるものとする。
- (2) 受注者は、利用の申し込みがあった場合、受注者の提供するサービスの内容及びその料金等について、説明をしなければならない。
- (3) 受注者は、サービスの利用開始前までに、その利用に係る必要な調整等を行わなければならない。

5 サービスの提供

受注者は、利用者に対し、要綱第3条第2項の範囲内で、サービスを提供するものとする。

6 サービス提供者

3(7)のサービスは、原則として助産師が実施するものとする。ただし、宿泊型においては、やむを得ない理由により助産師が実施することが不可能な時間帯がある場合に限り、保健師又は看護師により実施することができる。

7 委託料

- (1) 3の業務に係る委託料は、別表2に定める利用料から、別表3に定める利用者の属する世帯区分及び種別に応じた自己負担額を控除した額とし、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てにより処理するものとする。
- (2) サービスを提供した乳児が多胎児の場合は、前項の規定による委託料の額に、2人目以降の1人につき、別表4に定める額を加算した額を委託料とする。
- (3) 受注者が産後ケア事業日帰り型を行うために市内で賃貸物件を活用している場合、1か月あたりの家賃及び利用者の駐車場賃料と、上限額200,000円を比較して少ない方の金額を支払うものとする。
- (4) 受注者が7(3)を受けるためには、産後ケア事業日帰り型を1か月当たり6割以上の日数を実施する計画を立てている場合に限る。要件を満たさない予定月があった場合は、その予定月に限り加算しないこととする。
- (5) 受注者が7(3)を受ける場合、年間計画表を提出し、原則計画に則って実施するものとする。年間計画表と大きく乖離する場合、発注者は受注者に状況の確認を行うことができる。
- (6) 自己負担額については、受注者が利用者から直接徴収するものとする。

8 委託料の請求及び支払い

- (1) 受注者は、7の規定により算出した委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する請求書及び千葉市産後ケア事業利用報告書に千葉市産後ケア事業実施報告書を添付し、実施月の翌月10日までに発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、受注者から請求を受けた場合、その内容を審査し、適正であると認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

9 調査等への協力

受注者は、発注者からこの契約に係る業務について必要な調査、報告を求められたときは、これに協力するものとする。

10 委託業務の改善

受注者が行う委託業務の履行が不適当であると認められたときは、発注者は必要な改善

を命じることができる。

1.1 事業実施に関する事項

- (1) 受注者は、利用者の居住区の母子健康包括支援担当及び健康支援課と適切な連絡体制を確保し、本事業を行うものとする。
- (2) 受注者は、実施担当者に対し、年1回以上定期健康診査を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。
- (3) 受注者は、実施担当者に対し、必要研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 受注者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努め、安全管理マニュアルを整備すること。
- (5) 受注者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 受注者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (7) 受注者は、事故等の緊急事態に備え、同事業にかかる損害保険等の保険への加入状態を継続すること。また、保険期間を更新したら、速やかに保険証券の写しを提出すること。
- (8) 受注者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する質問・苦情があったときは、誠意をもって迅速・適切に対応すること。
- (9) 受注者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合の緊急時に必要な対応を行うこと。
- (10) 受注者は、業務により生じた事故について、速やかに健康支援課へ連絡を入れること。また、市長へは書面にて報告を行うこと。
- (11) 訪問型では対象児の年齢に幅があるため、児の発達に沿った事故予防を心掛けてサービスを提供すること。

1.2 その他

この仕様書に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は、受注者と発注者が協議し対応するものとする。

別表1 サービス内容

サービス種別	サービス内容	
宿泊型	<p>利用開始時刻から24時間後までの利用を1回とし、4食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。</p> <p>ただし、入所室の清掃や消毒を行う場合に限り、23時間後までの利用も可とする。</p> <p>利用日数は、実際にサービスを提供した日数とする。</p>	(1) 母親への身体回復の支援 (2) 母乳育児への支援 (3) その他の育児支援 (4) 母親への心理的支援 (5) その他必要とする保健指導
訪問型	おおむね90分間を1回とし、右欄のサービスを提供する。	
日帰り型	6～7時間を1回とし、1食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	

別表2 利用料の上限額

宿泊型 (1日当たり)	訪問型 (1回当たり)	日帰り型 (1回当たり)
28,000円	11,000円	20,000円

別表3 自己負担額

利用者の属する世帯区分	宿泊型 (1日当たり)	訪問型 (1回当たり)	日帰り型 (1回当たり)
生活保護世帯	300円	0円	300円
市民税非課税世帯	利用料の5%		
その他の世帯	利用料の10%		

別表4 乳児が多胎児の場合の、2人目以降の委託料の加算額（1人当たり）

宿泊型 (1日当たり)	訪問型 (1回当たり)	日帰り型 (1回当たり)
5,000円	1,000円	5,000円

千葉市産後ケア事業サービス内容の詳細

退院直後から出産後1年未満（種別による対象期間の違いあり）の母子を対象とするため、利用時期、母親の心身の状態及び要望等に合わせ、下記の内容を参考に、必要なサービスを実施してください。

記

医師の診察が必要な場合は、状態に応じて外来受診を勧奨してください。

なお、その場合は本事業の対象外です。

別紙1に定めた内容以外のサービスについては、本事業の対象外となるため、利用料金に含めないでください。

①母親の健康管理や生活面の指導

【母親の健康】

(観察項目)

- ・体温、脈拍、血圧、体重、排泄（尿／便）など
- ・疲労の状況、睡眠・休息の状態
- ・精神・心理的状態（不安・ストレス）
- ・乳頭・乳房の状態の確認
- ・子宮の収縮状態（高さ／硬度、後陣痛）、悪露の性状（色／量）
- ・会陰部の状態（発赤／腫脹／疼痛）
- ・下肢の疼痛、圧痛、うつ血性浮腫

(その他)

- ・休息時間の確保（宿泊型・日帰り型のみ）

【生活指導】

- ・食事の量／栄養の必要性や食事の工夫について／栄養を考慮した食事の提供（宿泊型・日帰り型のみ）／妊娠糖尿病に関連した情報提供や指導
- ・口腔衛生について

②乳房ケアや授乳の指導

【乳房ケア】

- ・乳房の型、乳汁分泌量、乳汁の性状、副乳の有無、乳頭トラブル（疼痛、浮腫、水疱、亀裂、出血、発赤、血乳、乳腺炎の有無）の観察
- ・乳房の変化に応じた乳房の手当
- ・乳頭・乳房ケア

【授乳の指導】

- ・授乳時の様子の確認
- ・母乳栄養の利点の説明
- ・必要に応じた人工乳の利用方法（作り方・飲ませ方・哺乳瓶の消毒など）の説明
- ・発育に応じた授乳回数の説明
- ・児の空腹や満足を判断する方法、授乳量の過不足を判断する方法の説明
- ・具体的な手技の説明（姿勢／抱き方／乳頭の含ませ方／排気の仕方授乳にかかる時間／搾乳の仕方）

③乳児の沐浴、発達・発育のチェック、体重・排泄のチェック、スキンケアなど育児方法の指導

【乳児の沐浴】

- ・沐浴指導

【発達・発育チェック】

- ・一般的な児の発育経過の説明
- ・体重測定
- ・排泄（尿・便の性状／回数）
- ・栄養状況（授乳回数の確認）

【育児方法の指導】

- ・おむつ交換・・・手技の観察、助言
- ・スキンケア（皮膚色・皮膚の状態・臍の状態の観察含め）
- ・外気浴など外出の目安
- ・環境整備（室内の適切な温度・湿度、衣類）

④育児相談（母親からの相談に対応）

【例】

- ・赤ちゃんの泣きについて
- ・生活リズム（睡眠など）
- ・家族計画
- ・社会資源の活用に関する知識・理解度の確認、情報提供（各種健診の受診方法や母子健康手帳の活用方法、行政サービスなど）
- ・仕事や家事の調整、育児方針についての助言

⑤その他必要とする保健指導・相談

【例】

- ・母親以外の家族（父親、祖父母等）への育児指導
- ・家庭での児の受け入れに関する助言、指導（兄姉への対応、父親、祖父母との関係など）